

第三期中期目標期間における各年度終了時の評価について

1 評価の目的

- (1) 評価により、公立大学法人大阪市立大学（以下「法人」という。）の継続的な質的向上を促進すること。
- (2) 評価を通じて、法人の業務運営状況をわかりやすく社会に示す。

2 評価の基本方針

- (1) 中期目標の達成に向け、法人の自己評価を基本とした年度計画の評価を通じて、中期計画の進行状況を検証する。ただし、教育・研究に関する事項については、それぞれの特性に配慮し、外形的な進行状況の検証を行うこととする。（中期目標期間終了時は、認証評価機関による評価を踏まえて評価する。）
- (2) 法人の特色を明確にするために、法人が重点的に取り組んでいる事項にかかわる取組に考慮して評価する。

3 評価方法

評価は「項目別評価」と「全体的評価」による。

評価については、大学の教育・研究・地域貢献の活性化、法人の業務運営の改善等に資するよう、簡潔な表現で示すとともに、必要に応じて理由等を付すことを基本とする。

(1) 項目別評価

ア 小項目評価

① 法人の自己評価

法人は、年度計画の小項目ごとに、計画及び取組実績に基づき、次に掲げる記入要領により業務実績報告書に自己評価を記入する。

IV 年度計画が特に進捗している

- ・達成度が計画を大幅に上回る場合
- ・当該年度中に予定より早期に実施した場合

III 年度計画が進捗している

- ・達成度が計画どおりと認められる場合
- ・当該年度中に実施した場合

II 年度計画がおおむね進捗している

- ・達成度がやや下回るもののおおむね計画どおりと認められる場合
- ・実施が翌年度の第1四半期にずれ込むが確実な実施が見込める場合
(次年度の年度計画に影響しない場合に限る)

I 年度計画の実施にあたって課題がある

- ・達成度が計画より大幅に下回る場合
- ・当該年度中に実施できなかった場合
- ・計画設定そのものに問題がある場合

② 公立大学法人評価委員会の評価

公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、年度計画の小項目ごとに、法人の記入した自己評価の妥当性を検証したうえで、評価を行う。

法人の自己評価と評価委員会の評価が異なる場合は、その旨を項目別評価に明記する。

イ 大項目評価

評価委員会は、小項目ごとの取組実績、法人の自己評価等を総合的に勘案し、次に掲げる大項目ごとに、中期計画の進捗状況について段階別評価を行う。

- ① 教育研究等の質の向上を達成するための措置
- ② 業務運営の改善及び効率化に関する措置
- ③ 財務内容の改善に関する措置
- ④ 自己点検及び評価並びに情報公開等に関する措置
- ⑤ その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置
- ⑥ 大阪府立大学との統合等に関する措置

- | | |
|---|---|
| S | 中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある
(評価委員会が特に認める場合) |
| A | 中期計画の達成に向けて順調に進捗している
(すべてⅣまたはⅢ) |
| B | 中期計画の達成に向けておおむね順調に進捗している
(ⅣまたはⅢの割合が9割以上) |
| C | 中期計画の達成に向けてはやや遅れている
(ⅣまたはⅢの割合が9割未満) |
| D | 中期計画の達成のためには重大な改善事項がある
(評価委員会が特に認める場合) |

※ () の判断基準は目安であり、法人の諸事情を勘案し、総合的に判断する。

※法人が重点的に取り組んでいる事項にかかわる取組を考慮する。

なお、法人の経営や大学の教育研究活動について特筆すべき点や、今後の取組にかかわる課題がある場合には、簡潔な文章による意見を付す。

(2) 全体的評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の進行状況について、特筆すべき点や課題がある点を中心に、簡潔な文章により総合的に評価を行う。

特に第三期中期目標期間において法人が重点的に取り組んでいる事項や、前年度までの指摘事項にかかわる取組について、重きをおいて評価する。

4 評価の進め方

- (1) 法人は、当該事業年度における業務実績報告書や評価の参考となる附属資料を翌年度6月末までに評価委員会に提出する。業務実績報告書の作成については「公立大学法人大阪市立大学 各年度業務実績報告書 作成要領」を参照すること。
- (2) 評価委員会は、法人が提出した業務実績報告書や附属資料に基づき、年度計画及び中期計画の実施状況の検証及び評価を行い、評価結果を法人に通知するとともに、公立大学法人大阪運営協議会会長に報告する。